

第2章 清瀬市農業の将来像

1. 基本理念

平成29年に策定された農業振興計画において、「守ろう！活かそう！育てよう！清瀬の農業」のスローガンのもと、各種農業振興施策に取り組んできました。

現状や課題を踏まえ、10年後の清瀬市の農業振興のため、基本理念を次のように定めています。

基本理念（キャッチフレーズ）

イメージ写真

この基本理念には、農業にかかわるすべての人々が一体となって協力しながら農業振興を実現し、市が誇る豊かな農業と自然を次世代へ受け継ぎたいという思いが込められています。

人口減少や少子高齢化の進行、さらには物価高騰といった清瀬市農業を取り巻く環境は厳しい状態が続くことが予想されます。こうした背景から市には高度で複雑なニーズへの対応が求められます。そのような状況であっても、基本理念のもと、清瀬市農業にかかわるすべての人々が一体となり、新たな時代に合わせた農業振興に取り組めます。

2. 施策の展開方向

「基本理念」のもと、以下の4つの施策の展開方向を定めます

(1) 農地の保全と多面的機能の活用

都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく方針転換しました。農地は、市民に農産物を供給するとともに、災害時の避難場所や環境の保全等の多様な機能を有します。市民の暮らしに大きな役割を持つ農地を次世代につなぎます。

(2) 多様な農業経営の支援

物価高騰や気候変動、食料安全など社会情勢の変化で、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。担い手の高齢化や労働力不足など、農業経営には多くの課題があります。多様な経営体に適した支援を行い、清瀬市農業を次世代につなぎます。

(3) 市民と農業が共生するまちの創造

市民の生活には常に農業と自然が寄り添っています。農業への理解をより一層深め、生産者・農業を市全体で支える仕組みを整えます。農業とふれあう機会を創出することで、清瀬市農業の価値や魅力を発見し、市民のシビックプライドの醸成を図ります。

(4) 農業の価値と魅力の発信

生産者と消費者の距離の近さや、飲食店への輸送コスト・二酸化炭素の排出削減など、食の安全安心や環境配慮への関心が高い現代社会において、清瀬市農業は大きな可能性をもっています。こうした価値や魅力を発信して、清瀬市農業のブランディングやPR活動を行います。

第3章 施策の体系と内容

1. 計画の体系

清瀬市 長期 総合計画	農業振興 計画 将来像	施策の展開方向
農のある風景を保全し、農業振興を図ります		(1)農地の保全と多面的機能の活用
		(2)多様な農業経営の支援
		(3)市民と農業が共生するまちの創造
		(4)農業の価値と魅力の発信

主要な施策

- ① 農地貸借の推進
- ② 市民農園・体験型農園の開設支援
- ③ 農地の多面的機能の啓発・推進

- ① 環境保全型農業の支援
- ② 多様な農業者への適正な支援
- ③ 担い手の確保・育成
- ④ 農地貸借の推進(再掲)

- ① 地産地消の推進
- ② 市民との交流・連携機会の創出
- ③ 市民への理解促進と魅力発信
- ④ 庁内各分野と連携した取組の推進

- ① 市内農業・農畜産物の共通ブランドの製作と発信
- ② 異業種と連携した農業の魅力の発信
- ③ 新たな流通・販売ネットワークの開拓

2. 計画の実現に向けた施策の取り組み

本計画の実現に向けた施策の展開について以下に示します。

(1) 農地の保全と多面的機能の活用

① 農地貸借の推進

農地の貸借を促進するため、清瀬市生産緑地バンク制度の評価や周知について、JA・市農業委員会と連携して実施します。貸し手と借り手の仲介やフォロー体制を整え、経営規模拡大希望者や新規就農者等への農地確保を図ります。あわせて、制度の改正等があった場合には、農業者や関係部局の意見を踏まえ効果的な施策の導入を検討します。

② 市民農園・体験型農園の開設支援

相続等で小規模になった農地や、労働力が不足している農地について、今後も農地として継続できるよう、新たな経営モデルである市民農園・体験農園の開設支援を行います。補助事業等を活用して、さらなる農業者開設の市民農園等への整備推進を図ります。そして、市民の農業のふれあいを通して、清瀬市農業への理解促進や農のある暮らしの魅力を提供します。

③ 農地の多面的機能の啓発・活用

農地のもつ防災機能について市民へ啓発を行うとともに、JAや庁内関連部署と連携し、防災協力農地制度の理解促進を図ります。

ひまわりなどの緑肥を活用した農のある風景のシティプロモーションを実施し、環境や景観の保全における農地の役割の理解促進を図ります。

また、市民が農地や農業に親しみ、その多面的な機能への理解を深める機会を創出するため、農業体験や自然との触れ合いを通じて農地の持つ教育的・レクリエーション的価値を享受できる環境整備を検討します。これにより、都市住民の心身の健康増進や地域コミュニティの活性化を図るとともに、次世代への農業への関心を高めます。

写 真

(2)多様な農業経営の支援

①環境保全型農業の支援

農業分野において、生産から流通まで環境負荷軽減が求められています。農作業で発生する廃棄物の減量、省エネルギー化や脱炭素化、化学農薬・化学肥料の低減など、環境負荷軽減に取り組む生産者を支援します。各種認証制度や補助制度について、普及促進や取得と利用に向けた支援に取り組みます。

②多様な農業者への適正な支援

時勢や営農種類に即した補助事業を実施し、生産性向上、コスト削減、環境負荷軽減、あるいは新たな価値創出に資する技術導入等を通じて営農活動への支援を検討します。

また、営農意欲が高い生産者に対しては、認定農業者制度の普及促進を図り、認定農業者の確保を図ります。

③担い手の確保・育成

新規就農者を確保するとともに、新規就農者に対する研修や補助制度等の周知を行います。清瀬市生産緑地バンク制度を推進し、新規就農者への農地確保に努めます。

都市農業は家族経営が主であることから、家族協定の締結を促進し、女性農業者の役割の明確化を図ります。

農業経営の省力化や効率化に向け、必要な支援体制について検討を行います。

④地貸借の推進に向けた支援

農地を保全し活用するため、管理が十分にできない農地を、経営規模拡大を目指す生産者や新規就農者等が活用できるよう制度の周知と共にマッチング支援体制を構築し、地域で農地を守ります。



写 真

(3)市民と農業が共生するまちの創造

①地産地消の推進

都市農業の強みである、生産者と消費者の距離の近さを活かした直売所の販売促進を図ります。学校給食における市内産農産物の使用率の向上に向けて、教育委員会と共に効果的な施策を検討します。

②市民との交流・連携機会の創出

市民と生産者が交流する農ウォークや収穫体験、市内産農産物を使用した料理教室等のイベントを開催し、市民が農業や生産者に触れ合う機会を設けます。農地や関連施設を組みこんだ散策ルート等を設定し、日頃から農業や農産物に触れ合う機会を設けます。

学校教育と連携して市内農場の見学や職場体験の受け入れを行い、次世代を担う子どもたちが農業とふれあい理解を深める機会をつくれます。

市内の市民農園や体験型農園の情報発信を行い、ふれあい農業の推進を図ります。

③市民への理解促進と魅力発信

広報誌やホームページ、市が主催するイベントを通して、本市農業について理解を促します。また生産者の思いや直売所情報、本市農業の特色を発信して、農のある風景が残る本市を誇りに思う市民を育てます。

④多様な主体と連携した取り組みの推進

市内の各部署の他、清瀬市観光協会、清瀬商工会、教育機関との連携を進め、教育やまちづくり、環境保全や社会参画といった観点から農業振興を図ります。



写 真

(4)農業の価値と魅力の発信

①市内農業・農畜産物の共通ブランドの確立と発信

市内産農産物に共通のブランドイメージを確立し、効果的な活用を検討します。

②異業種と連携した農業の魅力の発信

飲食業や中食業に対して本市農畜産物のPRを行います。地場産農畜産物を使用したメニューや特産品等の開発を支援します。

③新たな流通・販売ネットワークの開拓

生産者と事業者のマッチングイベントを開催して、新たな出荷先の開拓を支援します。消費者との距離の近さを活かし、都内の飲食店やホテル等に効果的なPRを行います。行政の信用を活かし、飲食業等のニーズにあった生産者を紹介します。



写 真

3. 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制の確立

本計画を実現していくためには、計画にかかわる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携した取り組みが重要です。計画実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

計画に関わる主体	主な役割
農業者・農業者団体	・農業の担い手、農地の管理者として計画を主体的に進める ・農業者団体は農業者個人では実施が困難な取り組みを支援 ・農業振興のため市民との連携を深める
JA	・経済事業や資産管理事業を通じ、農業者の生産にかかる支援や経営相談等の役割を担う ・農業団体の活性化を図るための取り組みを進める ・農業者と行政・市民を結ぶ役割を果たす
市民・市民団体	・農業の振興のため、積極的に市内産農畜産物を購入する ・農業者と連携を深め、ふれあい農業などを通して農業と農地について理解する
行政	・農業者や農業団体の活動と各分野との連携を支援する ・市民や関連団体との調整を行う ・計画に基づき施策を展開する
農業委員会	・市と連携して農地の適正な利用の推進と保全を図る ・農業振興のため意見の集約や情報提供を行う ・市への意見の提出や助言を行う
東京都農業会議	・農地保全、農業振興に係る情報提供を行う ・都内農業専門機関として、都市農業を守るため国等への要望を行う
国・都	・農業振興、農地保全に対する各種制度、支援策の整備 ・農業者への営農指導
関係機関(商工会等)	・農業振興施策への支援を担う

4. 計画の推進について

本計画の推進にあたっては、各主体と連携を図り具体的な取り組みを進めていきます。さらに第5次清瀬市長期総合計画と具体的な関連をもたせ、計画をめぐる諸条件の変化に対応して、必要な見直しを随時行います。